

工事の設計図書の誤りによる契約解除について

都市局都市部検見川稲毛土地区画整理事務所で発注した「区画道路131号線外道路築造工事（検見川稲毛7-1）」の契約締結後に設計図書の誤りが判明したため、契約を解除しましたので、お知らせします。

本件に関し、関係者の皆さまに多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

1 契約解除日

令和8年3月30日（月）

2 契約解除の理由

入札時に入札参加者へ予定価格を算出するための資料として配布した「設計単価等一覧表」に記載した単価について、契約締結後、誤りがあったことが判明し、この誤った資料（単価）により入札執行をしたため、入札制度の公正性、透明性の趣旨に鑑み契約を解除しました。

3 経緯

令和7年12月19日 開札（不調）
22日 再入札
令和8年 1月 7日 契約締結（契約期間 令和8年1月8日～3月11日）
14日 設計図書に誤りがあったことが判明
15日 契約者に工事一時中止を通知
3月30日 契約者に契約解除を通知
（契約解除に伴う賠償金は、現在、受注者と協議中）

4 再発防止策

今回の事例について、関係部署で情報共有を図るとともに、検算時において設計書と配布資料（設計単価等一覧表）の整合の確認を徹底し、設計図書の照査にあたっては、改めて複数人による確認を徹底し、チェック体制の強化を図り、職員の発注事務に対するさらなる意識向上に努めてまいります。